

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	こども医療費助成資格の認定		
根拠法令及び条項	那覇市こども医療費助成条例第5条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市こども医療費助成条例第3条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成5年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成30年10月1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(即日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成5年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	こどもみらい部 子育て応援課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙 那覇市こども医療費助成条例

(助成対象者)

第 3 条 この条例の定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者又はその他の医療に関する法令の規定による医療費を負担する扶養義務者若しくは民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養義務者であり、かつ、こどもの保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としな
い。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けているこどもの保護者
- (2) 那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例(平成 4 年那覇市条例第 15 号)第 5 条第 2 項の規定による受給資格の認定を受けているこどもの保護者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、法令等の規定により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額の支給を受けることができるこどもの保護者(受給資格の認定)

(受給資格の認定)

第 5 条 助成対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、第 3 条に規定する要件に該当すると認めるときは、受給資格を認定し、当該申請者に対し規則で定めるところにより受給資格者証を交付する。